

岩井まさお

通信 未来

平成26年1月号

第10号

発行責任者：岩井まさお 〒262-0013 千葉市花見川区檣橋町1458-1 TEL. 043-259-2777 FAX. 043-259-2777

謹賀新年

昨年中はご支援ありがとうございました
本年も何とぞ宜しくお願い致します



平成25年

第4回定例会報告

平成25年第4回定例会(昨年12月11日)に於いて、一般質問をさせて頂きました。この一般質問を通じ、問題点の指摘を含め質問として要望させて頂いたことを、主な内容や市の答弁と共に、Q&Aにして、ご報告いたします。

皆さん、こんにちは。
自由民主党 千葉市議会議員団の岩井雅夫でございます。

8日に閉会した臨時国会において「生活保護法改正案」と「生活困窮者自立支援法案」が可決・成立しました。

私は、平成24年の定例会中3度、一般質問で「生活保護を聖域視せず、制度の早期な抜本的改正を願っています。」と要望したことを思い出し、今は感無量です。7月に全面施行されるようですが、生活保護制度に対する信頼を取り戻す絶好の機会であると思います。

今後、施行にあたり当局におかれましては、適切な対応を図られますようお願いし、通告に従い一般質問をさせていただきます。

民生委員について

●本市の民生委員の定数は何人か。

〔保健福祉局地域福祉課〕
A 12月1日現在の本市の民生委員の定数は1,485人です。

●定数に対する充足率は今回どのくらいか。過去3回からの充足率についても併せて伺う。

〔保健福祉局地域福祉課〕
A 今回の一斉改選では、1,430人の委員が委嘱され、定数に対する充足率は96.3%となっています。過去の一斉改選における充足率は平成16年が96.9%、19年が96.0%、22年が96.2%となっています。充足率は一斉改選時が低く、その後3年間の委員任期中で欠員補充を行っていくことにより高くなっていく傾向があり、前回も平成24年度末には97.5%まで上昇しています。

●24年度末の全国及び政令指定都市の充足率上位3つと下位3つを伺う。それぞれの平均充足率について伺う。

〔保健福祉局地域福祉課〕
A 管内政令市及び中核市の数値を除く都道府県の充足率は、高い方が上から順に、富山県100%、愛媛県99.96%、大分県99.9%、低い方が下から順に、沖縄県99.7%、東京都95.7%、大阪府97.2%、47都道府県の平均は98.9%となっています。政令市は高い方が上から順に、京都市99.6%、岡山市99.1%、浜松市98.9%、低い方が下

から順に、堺市95.1%、神戸市95.7%、熊本市96.0%、20政令市の平均は97.6%となっています。

●定数に満たない場合の対応はどのようにするのか。

〔保健福祉局地域福祉課〕
A 欠員が生じている地区は、引き続き地域の方々を連携を図りながら候補者を探し、補充して参ります。

●欠員のまま活動が始まることに支障はないのか。

〔保健福祉局地域福祉課〕

A 欠員の生じている地区は、その地区の民生委員児童委員協議会の会長を中心に地区内の民生委員で支障がないよう対応しております。

●具体的どのような活動に対し、1人あたり年間いくらくらい支給されているのか。

〔保健福祉局地域福祉課〕

A 民生委員が行う全ての活動に必要な交通費や参考図書、文房具などの購入費として、千葉市民生委員・児童委員の活動費及び報償費支給要綱の規定に基づき、地区の会長に1人あたり年間14万9,980円、その他の委員に年11万4,660円を支給しております。

●過去5か年の活動に対して市からの支給総額はいくらくらいか、これに対し国からの補助金等はあるのか。

〔保健福祉局地域福祉課〕

A 平成20年度から24年度までの支給総額は8億2,482万1,740円で、これに対し国からの直接の補助はありません。

●待遇改善や活動費の見直しについてどのように考えているのか。

〔保健福祉局地域福祉課〕

A 高齢化や核家族化の進展に伴い、民生委員の負担が増えていることは承知しています。他自治体の状況を見ると、民生委員活動を補佐する協力員等を配置している自治体があることから、本市でも来年度の実施に向け検討しているところです。活動費も、必要額に不足が生じているのではないよう民生委員児童委員協議会の意見を聴きながら適正な額の支給に努めて参ります。

斉改選が行われたことを踏まえ、民生委員に依頼する事務を関係部署と十分に精査するとともに、活動しやすい環境づくりに努めていただくよう要望いたします。

本庁舎の管理業務について

(1) 可燃ごみの処理とプラスチックパッケージについて。

●本庁舎の過去5年間の可燃ごみの排出経費はいくらか。

〔財政局資産経営部管財課〕

A 過去5年間の可燃ごみの排出経費は平成20年度285万7,625円、平成21年度242万3,228円、平成22年度131万9,584円、平成23年度108万9,139円、平成24年度128万8,665円となっています。22年度以降に経費が大きく減少しています。各執務室から出るゴミの分別が徹底されたこと等によるものです。

●本庁舎には何社の弁当業者が入り、弁当箱を回収している業者数を把握しているのか。

〔財政局資産経営部管財課〕

A 本庁舎での弁当販売は2社より申請があり許可しています。1社は回収型弁当箱を使用、他1社は使い捨てプラスチック容器を使用していますが回収を行っています。地下の売店と食堂で販売された弁当容器は、店内に「ゴミ箱が設置されており、業者が処理します。そのほか、職員が個別に注文し外部から納品される弁当やコンビニ等で購入したものについては把握しておりません。

●プラスチックパッケージの排出に対して改善に向けた考えは持っているのか。

〔財政局資産経営部管財課〕

A ごみの減量の観点から、有効な方策について他都市の取り組みを調査研究したいと考えております。

●地下食堂のリニューアル前後の利用者の状況や感想はどうか。

〔財政局資産経営部管財課〕

A 旧食堂事業者時代より年々利用者が減少していましたが、本年5月より新規事業者となり、10月までの実績は前年とほぼ同数の利用者があり、減少傾向に歯止めが掛かっていると考えます。利用者の感想は年内にアンケートを実施したいと考えています。

〔要望〕 話に聞くと、緑区役所食堂は人気があり、お昼時は市民も含め

大変な混雑だそうです。本庁舎も、ごみ減量のため、低料金でおいしく頂ける地下食堂を職員や市民に積極的に宣伝して欲しいと思います。弁当業者に回収可能な弁当箱使用に協力してもらえようお願いします。などし、本庁舎が率先していけば処理経費軽減など解決策に役立っていくと思いますので、検討されますよう要望します。

(2) 可燃ごみ等の回収方法について。

●収集業務委託で、1日のごみの回収回数や回収時間帯はどのようになっているのか。

〔財政局資産経営部管財課〕

A 就業前の午前6時から8時30分まで、午後3時から5時までの2回の回収を行っています。

●市民からエレベーターに乗っていたら、ごみの台車が入ってきて、臭いものがかざれ不快な思いをしたとの話があったが、このような市民の声に対する見解は。

〔財政局資産経営部管財課〕

A 受託業者には来庁者が先に乗っていた場合には、極力乗り込まないよう、また、やむを得ず乗り込む場合は声をかけるよう指導しています。現状では、ごみ運搬専用エレベーターが設置されていないことからやむを得ず来庁者と同乗することがありますが、その際には声掛けをするよう更に指導します。

●業務終了後に回収をお願いした場合、契約金額は変わるのか。

〔財政局資産経営部管財課〕

A 設計金額は仕様書の業務量に応じた人員・時間数から算出しているため、業務内容が変わらなければ時間帯を変更しても、金額の増減はありません。

●エレベーターは4基あるが、どのような運転方法になっているか。たとえば1基だけ単独運転は可能か。

〔財政局資産経営部管財課〕

A 現在、4基を連動させた自動運転としてます。エレベーター内のスイッチを切替えることにより手動運転として独立させることが可能ですが、手動運転のエレベーターにより地下階からごみ回収を行う階まで受託業者職員と機材を搬送し回収が済むまでの間停止させ回収後に地下に搬送するという運転を順次行っていくことになり、結果、各階のごみ回収が完了するまでの

間、当該工機ペーターを独自の使用することになりますので、一般利用への影響や回収効率の低下という課題があると考えております。

●4基あるエレベーターのうち1基を「業者専用」とする。あるいは「業者も使用するのでご了解を」等の掲示をするなどの方策で来庁者に周知し、少しでも不快な思いをさせないことは出来ないか。

〔総務局資産経営部管理課〕

A ご提案の表示方法等は、今後検討したいと考えております。

【要望】 業務終了後にごみ回収をしても契約金額は変わらないとのことでしたので、市民の声を反映し、回収時間の変更や表示方法等について、ぜひ早急に検討されるよう要望いたします。

生活保護について

●過去5年のケースワーカーの確保確保世帯数に対する標準数と配置数について

〔保健福祉局保護課〕

A 過去5年間のケースワーカーの4月1日現在の標準数に対する配置数は、平成21年度12人に対し99人、22年度133人に対し115人、23年度149人に対し129人、24年度159人に対し139人、25年度172人に対し145人となっております。

●社会福祉法に抵触していないのか、市の見解は。

〔保健福祉局保護課〕

A ケースワーカーの配置は社会福祉法第16条で標準数が定められており、確保確保世帯80世帯につき1人とされてます。平成12年施行の地方分権一括法により、社会福祉法上の配置数が、拘束力の強い法定数から目安としての標準数との位置づけに改正されたため、現在、配置数は標準数を満たしてませんが、法に違反するものではないと考えております。

●過去5年のケースワーカーの内、社会福祉主事の資格を有している人数と割合、直近の全国の資格取得率は。

〔保健福祉局保護課〕

A 過去5年間の社会福祉主事の人数とケースワーカーに占める割合は、平成21年度87人87.9%、22年度103人89.6%、23年度111人86.0%、24年度130人93.5%、25年度130人89.0%。



7%、となっております。全国での割合については厚生労働省による平成21年 福祉事務所現況調査において74.2%となっております。

●社会福祉主事の資格を有していない職員が、たくさんケースワーカーとして従事していることは、社会福祉法に抵触しているのではないかと憂慮するが、見解は。

〔総務局総務部人事課〕

A 有資格者を配置するよう努めているが、被保護世帯数の増加などケースワーク業務の需要の高まりに対応するため、資格要件を満たしていない職員も社会福祉主事を補う者として配置しているのが現状です。

●福祉職として採用された職員は現在何人いるのか。

〔総務局総務部人事課〕

A 平成25年4月1日現在で、98人となっております。

●今年度採用された福祉職の職員は配属先は。

〔総務局総務部人事課〕

A 生活保護業務を担当する各区の社会援護課を中心として、各区の高齢障害支援課や健康課のほか、児童相談所等に配属しております。

●資格を有しているにもかかわらず、なぜ困難事案を持った被生活保護世帯を所管する部署に配属しないのか。

〔総務局総務部人事課〕

A 社会福祉主事の資格は生活保護以外の福祉業務にも必要とされているほか、福祉職採用の職員が有する社会福祉主事以外の資格や経験も考慮し、配属を決定していることです。

●研修制度や通信教育等による援助等により是正に努めているのか。

〔保健福祉局保護課〕

A 社会福祉主事の資格を取得していないケースワーカーは、必要な基礎的知識及び技術について通信課程を受講することにより資格を取得することとしております。今後も資格のないケースワーカーは積極的に資格の取得に努めるよう働きかけて参ります。

【要望】 年々増加している被生活保護世帯に対し、しっかりと取り組み、これは就労支援や学習支援ばかりでなく所得の未申告等による不正受給等にも適切に対応していくことが強く求められます。職員定数の問題や財政状況が厳しいことなどは理解しますが、法に基づいた事務執行をしなければいけません。今後、研修等により資格取得を推進するなど、積極的に取り組まれるよう強く要望いたします。

風水害対策について

●速報メールは、東日本大震災を受け、平成23年6月から導入されたが、訓練以外では初配信とのこと。訓練できていても実際の災害時に間違い

メールを配信したのでは全く意味がありません。ご見解をお聞かせください。

〔総務局防災対策課〕

A 災害時に様々な情報が錯綜する中、最も信頼されるべき市から発信する情報に、今回のような間違いはあってはならないことと認識しております。迷惑をおかけした方々には、心からお詫び申し上げますとともに、一度このようなお知らせがないよう再発防止に努めて参ります。



●今後、具体的な改善策について。

〔総務局防災対策課〕

A 台風26号の反省を踏まえ、避難情報を発信する際の手順を見直し、文面の確認には入力した画面上だけでなく文面を印刷し、複数職員による読み上げや内容確認を行う二重のチェックとし、文面は避難理由や状況に応じて建物の上階へ避難する「垂直避難」を加えるなど、分かりやすい内容とするよう改善しました。今後は情報発信手順の研修や訓練を行うとともに、災害時に同じ間違いを繰り返さないよう徹底して参ります。

●配信した誤報により避難先を間違えてきた市民はいたのか。いた場合には、それら方々への対応はどのようにされたのか。避難勧告を出した区域と世帯数、人口について。更に、実際に避難した市民の場所と人数について伺う。

〔総務局防災対策課〕

A 間違ってお知らせした稲毛小学校には5人の方が避難して来られましたが待機職員が対応し、朝9時頃迄に全員無事に帰宅されました。避難勧告は草野都市下水路周辺の稲毛2丁目・3丁目、稲毛町5丁目、稲毛東5丁目・6丁目あわせて、4,412世帯、10,184人を対象に行いました。実際に避難された方は、避難勧告対象地域では5つの避難所に17世帯40人の方が避難され、このほかの地域では中央区の鶴沢小学校にお一人の方が避難して来られました。

●この結果を受け、今後、市民への伝達方法や住民意識など、様々な角度からの分析をしっかりとする必要があると思いますが、ご見解をお聞かせください。

〔総務局防災対策課〕

A 台風通過が深夜から早朝であったことや、避難勧告発令時は暴風雨がピークを迎えていたため自宅に留まった方が多かったものと考えられますが災害の種類や状況によっては「垂直避難」が安全な場合もあり、災害特性に応じた安

全な避難方法や避難の時期、伝達方法などを整理するとともに、住民の方の行動や意識についても、地元町内会との話し合いの場などで確認を行うなど様々な角度から分析し、今後の対応に生かしたいと考えております。

●台風26号による人的被害・住家非住家等の被害状況は、どのようになっているのか、被害を受けた市民への対応についてお聞かせください。

〔総務局防災対策課〕

A 被害状況は11月末時点で、人的被害は重傷者2名、軽傷者5名、浸水による住家被害は、床上45、床下217、家屋の一部破損が40で、非住家の被害が公共建物44、店舗内浸水が26、その他、がけ崩れ、倒木、道路冠水など、200件を超える被害がありました。被害を受けた市民への対応は、浸水被害があった家屋には消毒や廃棄物の処理などの対応を行ったほか、千葉市災害見舞金の支給等に関する要綱に基づき、入院1か月以上の重傷者に対しては1万円、住家が床上浸水となった場合は、罹災世帯に封じ3万円の見舞金を支給しております。

【要望】 台風が多く発生する時期は避難勧告を出すタイミングが難しいことや行政無線が聞こえなかったり等、様々な問題がありましたが本市の危機管理が問われますので、しっかりと検証し、市民とともに危機意識を共有することが大事であることを申し上げておきたい。また、被害を受けた市民への見舞金は住家の場合、床上浸水だけが対象のようですが、対象を広げるとともに金額も見直しされるよう要望いたします。

公立学校における土曜授業について

●今年度の政令市の実施状況と内容等は。

〔教育委員会学校教育部指導課〕

A 国の「土曜授業」に関する検討チームは、児童生徒の代休日設けずに土曜日・日曜日・祝日を活用し、教育課程内の学校教育活動を行うものを「土曜授業」と示し、実施状況等の調査を本年7月に実施した。その調査によると、20政令市中6政令市が年間実施回数の上限を設けて、校長の判断に基づき土曜授業を実施しています。内容は、保護者や地域住民への公開授業、運動会、体育祭等の学校行事及び、教科等の学習に外部人材を活用した取組みの授業と報告されています。

●本市では、土曜授業を実施した学校はあったのか。

〔教育委員会学校教育部指導課〕

A 本市は全ての学校にて、土曜日に学習参観や総合的な学習の時間の発表会、運動会、体育祭等の学校行事を実施しますが、国の検討チームが示した代休日設けずに行う「土曜授業」は実施しておりません。

●改訂された学習指導要領により、標準授業時数が増加したことに対して、どのように対応しているのか。

〔教育委員会学校教育部指導課〕

A 学習指導要領の改訂により標準授業時数が、小学校低学年で過2時間、小学校中学年から中学校3年で過1時間の増になりました。各学校では会議実施回数の削減や会議時間の短縮行事の工夫改善による精選等を進め、子どもと向き合う時間の確保に努めています。

●土曜授業を導入する必要性についてどのように考えるか。

〔教育委員会学校教育部指導課〕

A 学校週5日制のもと、わかる授業を通して確かな学力の定着が図られているとともに豊かな体験活動やボランティア活動が実施されていることから、現在国の検討チームが示している代休日設けずに行う「土曜授業」の導入は考えておりません。文部科学省は学校教育法施行規則を一部改正し平成25年11月29日付で公布、施行された。設置が必要と認める場合は土曜日等に授業を実施することが可能であることが明らかにされたことから、今後他政令市等の動向を注視して参ります。

【要望】 文部科学省の調査において、全国で昨年度土曜日授業を実施した公立学校は、小・中・高等学校においていずれも1割にも届いていませんでした。また、教育委員会においても「実施する必要性がある」との回答は少なく、多くの教委は「どちらとも言えない」と回答しています。一方、今年4月の全国学力学習状況調査で学力テストと同時に実施された、保護者調査の速報値によると「土曜日に学校で授業を受ける」ことを小学校の保護者が36.7%、中学校の保護者が36.1%と、実に3人に1人以上が望んでいるのです。このような状況下、まさに私がこの質問を作成していた、11月29日に文部科学省は、学校教育法施行規則第61条等を改正しました。改正後は教育委員会が必要だと認めた場合は、土曜日等に授業を実施することが可能とのこととです。実施に当たり、いくつかの形態が考えられますので、総合的な観点から子供達の土曜日の教育環境の充実に取り組まれますよう要望いたします。

最後に、文部科学大臣がまず先頭に立つて、12月中旬の土曜日に都内の小学校で算数を教えるようです。注目の注目です。

